

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞ 適合性審査結果通知及び情報公開に関する規則

公益財団法人日本スポーツ協会
公益財団法人日本オリンピック委員会
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会

(目的)

第1条 本規則は、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本オリンピック委員会及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（以下、三者を総称して「統括三団体」という。）が実施する、統括三団体に加盟している中央競技団体のスポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞に対する適合性審査の結果通知及び情報公開に関して定める。

(結果通知)

第2条 統括三団体は、審査対象団体に対して、適合性審査結果通知書を書面又は電磁的方法により通知する。
2 統括三団体は、当該通知書に、審査所見を付記することができる。

(情報公開)

第3条 統括三団体は、以下の項目について、各団体のホームページにおいて公開する。
(1) 適合性審査の結果
(2) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査委員会（以下、審査委員会という。）の委員名簿
(3) 審査委員会の議事録
2 統括三団体は、適合性審査結果通知書に審査所見を付記した場合、審査所見を各団体のホームページにおいて公開する。
3 審査書類、証憑書類及び審査報告書等、本条に指定のない事項は非公開とする。

(円卓会議への報告)

第4条 統括三団体は、スポーツ庁が設置するスポーツ政策の推進に関する円卓会議に適合性審査の結果を報告する。
2 統括三団体は、適合性審査結果通知書に審査所見を付記した場合、スポーツ政策の推進に関する円卓会議に審査所見を報告する。

(細則等)

第5条 本規則に定めるもののほか、必要な事項は、統括三団体すべての理事会の決議を経て別に定める。

(改 廃)

第6条 本規則の改廃は、統括三団体すべての理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

本規則は、令和2年4月28日から施行する。